



熊本県公報

第13465号
令和7年(2025年)
9月5日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（宮野河内加入区）……………（団体支援課） 1
- 令和7年9月熊本県議会定例会の招集……………（財政課） 1
- 予算の専決処分……………（ 〃 ） 1
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査……………（産業支援課） 9
- 熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正……………（都市計画課） 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止……………（障がい者支援課） 9
- 指定居宅サービス事業者の廃止……………（高齢者支援課） 10
- 指定介護予防サービス事業者の廃止……………（ 〃 ） 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい者支援課） 11
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 11
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 12
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 12
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 12
- 道路の供用開始……………（ 〃 ） 13

公 告

- 公共測量の実施……………（監理課） 13
- 道路の位置の指定……………（建築課） 13
- 土地改良区の役員の選任等……………（農村計画課） 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 15
- 熊本県次期人事・給与等システムクラウド基盤構築等業務に係る落札者の決定……………（人事課） 15

登 載 依 頼

- 指定納付受託者の指定……………（高校教育課） 16
- 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会） 16
- 令和8年度（2026年度）熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務委託に係る一般競争入札落札者等の決定……………（高校教育課） 16
- 環境影響評価準備書の縦覧等……………（菊陽町） 16

告 示

熊本県告示第643号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、宮野河内加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第644号

令和7年（2025年）9月16日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第645号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年（20

25年)8月27日付けで専決した令和7年度(2025年度)熊本県一般会計補正予算(第4号)の要領は、次のとおりである。

令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,580,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ862,614,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円 4,520,414	千円 140,600	千円 4,661,014
	1 負担金	3,817,330	140,600	3,957,930
2 国庫支出金		125,813,355	3,842,299	129,655,654
	1 国庫負担金	44,462,665	3,037,144	47,499,809
	2 国庫補助金	77,505,179	805,155	78,310,334
3 繰入金		56,546,689	3,100,590	59,647,279
	1 基金繰入金	56,332,430	3,100,590	59,433,020
4 県 債		83,791,000	1,497,000	85,288,000
	1 県 債	83,791,000	1,497,000	85,288,000
歳 入 合 計		854,033,641	8,580,489	862,614,130

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		41,534,687	50,787	41,585,474
	1 企 画 費	8,034,239	50,787	8,085,026
2 民 生 費		106,925,782	5,311,642	112,237,424
	1 社会福祉費	58,908,300	14,795	58,923,095
	2 災害救助費	148,300	5,296,847	5,445,147
3 衛 生 費		61,660,448	3,112	61,663,560
	1 公衆衛生費	47,040,711	3,112	47,043,823
4 農 水 産 業 林 費		69,709,616	375,600	70,085,216
	1 農 業 費	19,058,875	210,600	19,269,475
	2 林 業 費	16,101,546	165,000	16,266,546
5 土 木 費		97,313,109	607,620	97,920,729
	1 河川海岸費	29,802,559	607,620	30,410,179
6 災害復旧費		17,988,309	2,231,728	20,220,037
	1 農林水産業 災害復旧費	7,037,512	800,000	7,837,512

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 土 木 災 害 費 復 旧	千円 10,391,928	千円 1,273,220	千円 11,665,148
	3 警 察 災 害 費 復 旧	71,574	18,087	89,661
	4 教 育 災 害 費 復 旧	227,859	140,421	368,280
歳 出 合 計		854,033,641	8,580,489	862,614,130

第2表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
耕 地 災 害 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	千円 126,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
警 察 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	39,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 費	42,000	政 府 貸 付 金 の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還
計	213,000			

2 変 更								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,924,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,973,000	(補 正 前 に 同 じ)		
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	2,353,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	2,424,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	1,706,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	1,906,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	275,000	証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	1,239,000			
計	7,258,000				8,542,000			

熊本県告示第646号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年（2025年）9月5日
熊本県知事 木 村 敬

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
菊池市、合志市、大津町、菊陽町
- 3 検査日等

検査日（令和7年（2025年））	検査受付時間	検査場所
10月6日（月）	午前10時から正午まで	七城公民館
10月6日（月）	午後1時30分から午後3時30分まで	菊池市役所 旭志支所
10月7日（火）	午前10時から午後3時まで	泗水公民館
10月8日（水）	午前10時から午後3時まで	菊池市役所 正面玄関前
10月9日（木）	午前10時から午後3時まで	菊池市役所 正面玄関前
10月10日（金）	午前10時から午後3時30分まで	菊陽町中央公民館
10月14日（火）	午前10時から午後3時まで	御代志市民センター
10月23日（木）	午前10時から午後3時まで	三つの木の家
10月27日（月）	午前10時から午後3時まで	大津町生涯学習センター
10月28日（火）	午前10時から午後3時まで	大津町生涯学習センター

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第647号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のとおり改正する。

令和7年（2025年）9月5日
熊本県知事 木 村 敬

4項の表3の4の項中「県道寺田岱明線との交点」を「玉名市寺田字中塔62番8地先」に改める。

熊本県告示第648号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）9月5日
熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
訪問支援 らえた 宇土市立岡町 696番地1	NPO法人 L a e t a 熊本市中央区坪井6丁目14番30号 大村 泰子	令和7年（2025年）8月25日	435270 0134	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第649号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
一般社団法人天草郡市医師会	一般社団法人天草郡市医師会立天草地域介護センター	天草市亀場町食場1181番地1	令和7年（2025年）5月20日	訪問リハビリテーション
株式会社八十八	デイサービスセンター米之家	宇城市小川町北新田475-4	令和7年（2025年）6月13日	通所介護
株式会社八十八	ヘルパーステーション米之家	宇城市小川町北新田475-4	令和7年（2025年）6月13日	訪問介護
株式会社care&partners	むすび・宇土	宇土市松山町4168-1	令和7年（2025年）6月24日	特定施設入居者生活介護
株式会社ティール・シー・エス	ケアプロ21やつしろ	八代市田中北町7号1番	令和7年（2025年）6月27日	通所介護
合同会社F・N・C	訪問看護ライフケアステーション	上益城郡益城町砥川1983-1	令和7年（2025年）6月30日	訪問看護
本里 秀俊	本里内科医院	玉名市大倉1574-4	令和7年（2025年）7月1日	通所リハビリテーション
エーティーエス株式会社	福祉用具レンタルATS	八代市郡築三番町81-2 チェリーブロッサムⅡ105	令和7年（2025年）6月30日	福祉用具貸与
エーティーエス株式会社	福祉用具販売ATS	八代市郡築三番町81-2 チェリーブロッサムⅡ105	令和7年（2025年）6月30日	特定福祉用具販売
医療法人社団仁誠会	赤とんぼ訪問看護ステーション	菊池郡菊陽町原水字塘下2973番	令和7年（2025年）6月30日	訪問看護
株式会社こころ	こころ	荒尾市増永2000-33	令和7年（2025年）7月29日	福祉用具貸与
株式会社こころ	こころ	荒尾市増永2000-33	令和7年（2025年）7月29日	特定福祉用具販売

熊本県告示第650号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
一般社団法人天草郡市医師会	一般社団法人天草郡市医師会立天草地域介護センター	天草市亀場町食場1181番地1	令和7年(2025年)5月20日	介護予防訪問リハビリテーション
株式会社care&partners	むすび・宇土	宇土市松山町4168-1	令和7年(2025年)6月24日	介護予防特定施設入居者生活介護
合同会社F・N・C	訪問看護ライフケアステーション	上益城郡益城町砥川1983-1	令和7年(2025年)6月30日	介護予防訪問看護
本里 秀俊	本里内科医院	玉名市大倉1574-4	令和7年(2025年)7月1日	介護予防通所リハビリテーション
エーティーエス株式会社	福祉用具レンタルA T S	八代市郡築三番町81-2 チェリーブロッサムⅡ105	令和7年(2025年)6月30日	介護予防福祉用具貸与
エーティーエス株式会社	福祉用具販売A T S	八代市郡築三番町81-2 チェリーブロッサムⅡ105	令和7年(2025年)6月30日	特定介護予防福祉用具販売
医療法人社団仁誠会	赤とんぼ訪問看護ステーション	菊池郡菊陽町原水字塘下2973番	令和7年(2025年)6月30日	介護予防訪問看護
株式会社こころ	こころ	荒尾市増永2000-33	令和7年(2025年)7月29日	介護予防福祉用具貸与
株式会社こころ	こころ	荒尾市増永2000-33	令和7年(2025年)7月29日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第651号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
チャイルドリンクなちゅらる 荒尾市牛水1744番地9	株式会社ケアステーションエクリュ 荒尾市荒尾4186番地1 三川 直美	令和7年(2025年)9月1日	4350300150	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第652号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）9月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	合志市幾久富字池尻 1858番2地先から	前	8.1 ～ 16.8	111.1	防安交 (交通安全)
		合志市豊岡字町上 2525番3地先まで	後	12.0 ～ 16.8	111.1	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）9月5日

熊本県告示第653号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）9月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 1063番2地先から	前	4.0 ～ 16.2	290.5	河川整備計画に基づく嵩上げ事業
		同所 1038番地先まで	後	10.0 ～ 16.2	280.0	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）9月8日

熊本県告示第654号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）9月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 847番1地先から	前	7.6 ～ 10.5	181.0	河川整備計画に基づく嵩上げ事業
		同所 832番2地先まで	後	7.6 ～ 17.9	181.0	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）9月8日

熊本県告示第655号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）9月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 1063番2地先から 同所 1038番地先まで	280.0	河川整備 計画に基 づく嵩上 げ事業

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)9月8日

熊本県告示第656号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)9月5日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬甲 847番1地先から 同所 832番2地先まで	181.0	河川整備 計画に基 づく嵩上 げ事業

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)9月8日

公 告

熊本県公告第515号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(路線測量)	令和7年(2025年) 8月19日から 令和8年(2026年) 1月30日まで	球磨郡湯前町中猪他地内

熊本県公告第516号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 株式会社クキタ
- 2 築造者の氏名 水俣市浜松町5番33号
- 3 道路の位置 水俣市古賀町2丁目68番7
- 4 道路の幅員 4.02メートル
- 5 道路の延長 33.81メートル
- 6 指定年月日 令和7年(2025年)8月20日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第12号

熊本県公告第517号

八代市に事務所を置く八の字堰土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。

令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 博生	八代市北原町223番地
理事	木下 一司	八代市北平和町166番地
理事	岩下 司	八代市北平和町252番地
理事	杉田 憲治	八代市北平和町261番地
理事	宮永 清敏	八代市三江湖町1612番地2
理事	飯尾 和男	八代市南平和町32番地
監事	平田 信幸	八代市鼠蔵町1956番地3
監事	植村 和光	八代市南平和町258番地
就任		
理事	中村 博生	八代市北原町223番地
理事	園原 俊和	八代市北平和町157番地
理事	片桐 文雄	八代市鼠蔵町1382番地3
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町34番地
理事	熊谷 俊彦	八代市北平和町167番地
理事	久保田 和哉	八代市南平和町124番地
監事	三井 孝行	八代市三江湖町1656番地
監事	小橋 一郎	八代市南平和町140番地

熊本県公告第518号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市松橋町萩尾字轟島2100番3の一部、同2100番8、同2110番2の一部、同2122番1、同2122番2の一部、同2124番1、同2124番2、同2125番、同2126番、同2127番1、同2127番2、同2128番1、同2128番2、同2129番、同2130番、同2131番1、同2131番2、同2131番4、同2132番、同2133番の一部、同2134番3、同2135番3、同2136番、同2136番1、同2136番11、同2136番13、同2136番15、同2136番16、同2136番17の一部、同2136番18、同2136番19の一部、同2136番21、同2136番22、同2136番23の一部及び同2136番27並びに同古保山字一本松2534番並びに同字蜂窪2748番3、同2750番1及び同2752番1並びに里道の一部及び水路の一部
105、760.26平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区外神田4丁目14番1号秋葉原UDX22階
DOWAエコシステム株式会社

熊本県公告第519号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字黒木1949番17及び2004番8
365.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1327番地2リディエンス光の森東901号
糸永 省吾

熊本県公告第520号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）9月5日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字村西386番1
2, 395. 88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区高平二丁目14番53号
株式会社川崎ハウジング

熊本県公告第521号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市大島字新四ツ山1722番23、同1734番6、同1736番7及び同1737番10
47, 840. 13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
荒尾市大島新四ツ山1722番地27
松本木材株式会社

熊本県公告第522号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字龍福寺345番1、同346番1、同346番2、同347番、同348番、同349番、同350番1、同350番2、同353番3、同354番、同355番1、同356番、同357番、同387番2、同389番、同390番、同391番、同392番1、同393番及び同394番2並びに同字龍ノ前648番の一部、同649番、同650番、同652番、同653番、同654番、同655番3、同655番4、同656番、同657番、同659番1、同659番2、同662番1、同662番2、同662番3、同662番4、同663番1、同663番2、同663番3、同664番1、同664番2、同665番1、同665番2、同666番1及び同666番2並びに水路の一部
12, 107. 17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区出水三丁目10番35号
株式会社GM開発

熊本県公告第523号

特定調達契約につき、一般競争入札により相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和7年(2025年)9月5日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県次期人事・給与等システムクラウド基盤構築等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部人事課人給システム班(熊本県庁行政棟本館4階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年(2025年)6月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社Q T n e t
福岡県福岡市中央区天神1-12-20
- 5 落札金額
527, 340, 000円
(うち消費税及び地方消費税の額47, 940, 000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日

令和7年(2025年)5月2日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年(2025年)9月5日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 指定納付受託者の名称と住所又は事務所の所在地
三菱総研DCS株式会社 東京都港区三田三丁目5番19号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和7年(2025年)8月20日
- 3 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
県立学校入学者選抜事務手数料
- 4 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和7年(2025年)11月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月5日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第28号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の通勤手当に関する規則(昭和33年10月21日人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条の規定(1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。)」により部分休業をし」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

熊本県教育委員会公告第49号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年(2025年)9月5日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和8年度(2026年度)熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年(2025年)8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱総研DCS株式会社
東京都港区三田三丁目5番19号
- 5 落札金額
32,422,500円(うち消費税及び地方消費税の額2,947,500円)
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 特定政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)6月20日

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、条例第15条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第16条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会につ

いて、条例第16条第2項の規定により準用する条例第7条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)9月5日

菊陽町 菊陽町長 吉本 孝寿

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 熊本県菊池郡菊陽町
 - (2) 代表者の氏名 菊陽町長 吉本 孝寿
 - (3) 主たる事務所の所在地 菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 (仮称)原水駅周辺土地区画整理事業
 - (2) 種類 土地区画整理事業
 - (3) 規模 面積71.4ha
- 3 対象事業実施区域の位置
菊池郡菊陽町大字原水及び大字津久礼の各一部
- 4 関係地域の範囲
菊池郡菊陽町、合志市
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
イ 合志市役所(環境衛生課)
ウ 菊陽町役場(都市計画課)
エ 菊陽町役場西部支所(光の森町民センター)
 - (2) 期間 令和7年(2025年)9月8日(月)から
令和7年(2025年)10月7日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)
 - (4) 電子縦覧 <https://www.town.kikuyou.lg.jp/kijou035046/index.html>
- 6 意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 令和7年(2025年)10月21日(火)(当日消印有効)
 - (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または間
合せ先への郵送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 第1回
ア 日時 令和7年(2025年)9月18日(木) 午後7時から
イ 場所 菊陽町役場 防災センター 1階 会議室
 - (2) 第2回
ア 日時 令和7年(2025年)9月19日(金) 午後7時から
イ 場所 合志市中央公民館 2階 研修室(合志市総合センター「ヴィーブル」内)
- 9 問合せ先
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町都市整備部都市計画課(電話096-232-4927)